

# 令和7年度 工事調達における総合評価落札方式 の運用ガイドライン 一部改定について

令和7年10月1日以降に公告する工事に適用

令和7年8月  
企画部技術管理課

## 働き方改革と担い手の育成・確保、新技術の活用・生産性向上の取組み推進

- (1) **改定** ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組みの拡大
- (2) **改定** 新しい担い手技術者の活用の評価基準の見直し
- (3) **改定** 新技術開発に関わる受賞企業を評価する取組みの拡大

## PDCAサイクルによる継続/改定/廃止の実施（提出書類の削減・簡素化）

- (4) **廃止** 学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績

## その他

- (5) 技術提案評価型（S I型）の試行について

# (1) 10.1適用 WLB等推進企業を評価する取組みの拡大

## 改定内容

○ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を、総合評価落札方式で発注する**全ての工事に拡大**する。

- ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業（以下「WLB企業」という。）を加点評価する取組を、**本官工事等に限定して評価**。
- 更なる取組拡大のため、総合評価落札方式で発注する**全ての工事に拡大**する。



### <WLB企業の認定基準(抜粋)>

認定	認定基準
①女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）
②次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業)	・次世代育成支援対策推進法 第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業。
③若者雇用推進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	・青少年の雇用の促進等に関する法律 第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業。

# (1) 10.1適用 WLB等推進企業を評価する取組みの拡大

## 【 R6GL 】

< 評価対象工事 >

型式	H29GL	R5GL	R6GL
S型WTO段階選抜	○ (導入)	○	○
S型拡大	—	○ (導入)	○
施工能力評価型 (本官)	—	○ (導入)	○
施工能力評価型 (分任官)	—	—	—

< 評価基準・加算点 >

評価基準	評価	配点
審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定等 ②次世代法に基づく認定 ③若者雇用推進法に基づく認定	実績あり	1点



## 【 R7GL案 】

< 評価対象工事 : **全総合評価方式に適用** >

型式	R7GL
S型WTO段階選抜	○
S型拡大	○
施工能力評価型 (本官)	○
施工能力評価型 (分任官)	○ (導入)

< 評価基準・加算点 : **分任官工事も評価** >

評価基準	評価	工種等	配点
審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定 ②次世代法に基づく認定 ③若者雇用推進法に基づく認定	実績あり	一般土木 A・B等級、 建築 A・B等級 の工事	1点
		上記以外の工事	0.5点

# (2) 10.1適用 新しい担い手技術者の活用の評価基準の見直し

## 改定内容

○監理技術者資格の無い35歳以下の若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として配置した場合を評価対象としていたが、監理技術者資格を有する技術者を配置した場合も評価する。また、監理（主任）技術者を評価対象に追加。

- ・ 監理技術者資格の無い若手技術者（35歳以下）または女性技術者を配置した工事は年々増加。
- ・ 対して、35歳以下の監理技術者は全体の約1割と非常に少ない。監理技術者育成のため 監理（主任）技術者も評価対象に追加。 なお、現場代理人または担当技術者からのステップアップを考慮し、40歳以下を評価対象とする。
- ・ また、監理技術者資格を有する35歳以下の若手技術者または女性技術者も評価対象とする。

### 【R6GL】 <評価基準・加算点>

#### 企業の能力：新しい担い手技術者の活用

評価基準	評価	配点
現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格の無い、①若手技術者（審査及び評価の基準日において35歳以下）または、②女性技術者を1名以上配置、活用する場合に評価する。	配置あり	2点

### 【R7GL案】 <評価基準・加算点>

#### 【見直し】企業の能力： 新しい担い手（現場代理人・担当技術者）技術者の活用

評価基準	評価	配点
現場代理人または担当技術者として、 <del>監理技術者資格の無い</del> 、①若手技術者（審査及び評価の基準日において35歳以下）または、②女性技術者を1名以上配置、活用する場合に評価する。	配置あり	1点

加算評価なし

#### 【新規】技術者の能力： 新しい担い手（監理（主任）技術者）技術者の活用

評価基準	評価	配点
監理（主任）技術者として、①若手技術者（審査及び評価の基準日において40歳以下）または、②女性技術者を配置、活用する場合に評価する。	配置あり	1点

# (3) 10.1適用 新技術開発に関わる受賞企業を評価する取組みの拡大

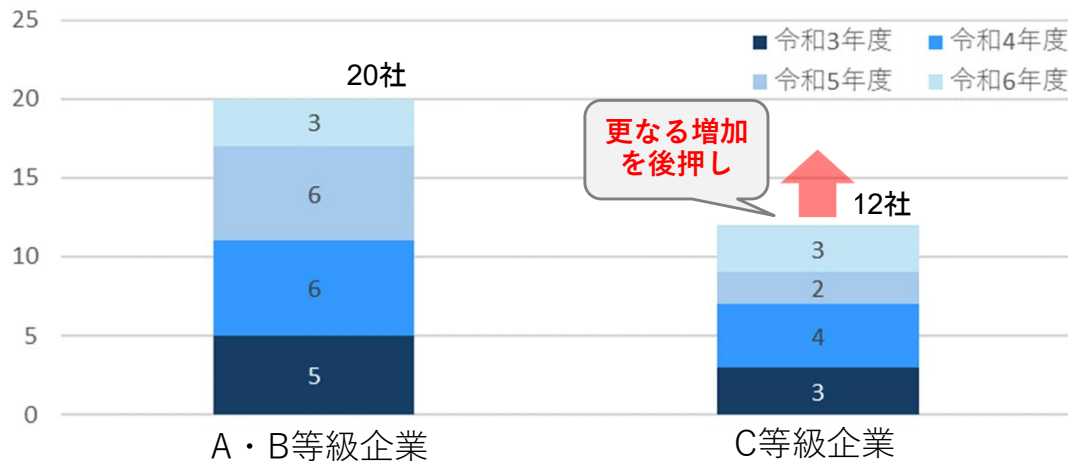
## 改定内容

○**新技術開発に関わる受賞**（国土技術開発賞、インフラDX大賞、中部DX大賞）企業を加点評価する取組を、総合評価落札方式で発注する**全ての工事\***に拡大する。

- 新技術開発に関わる受賞企業を加点評価する取組を、**S型（WTO）段階的選抜**に限定して評価。
- 更なる新技術開発の推進のため、総合評価落札方式で発注する**分任官工事を含めた全ての工事\***に拡大する。



< R3年度～R6年度 受賞企業数（一般土木有資格者） >



## 【R7GL案】

< 評価対象工事：全総合評価方式に適用\*

型式	R7GL
S型WTO段階選抜	○
S型拡大	○（導入）
施工能力評価型（本官）	○（導入）
施工能力評価型（分任官）	○（導入）

< 評価項目・加算点：変更なし >

※特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は除く

# (4) 10.1廃止 学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績

- P** 技術研鑽による幅広い取り組みを評価し、工事品質の確保を目的にS型（WTO段階選抜）にてR2GLより導入。その後、S型（拡大）についてもR5より導入。
- D** その他項目（技術者の能力）としてS型（拡大）、S型（WTO段階選抜）を対象に、配点は1点で評価。
- C** S型（WTO段階選抜）の参加者における近年の加点状況は約3割程度、R5GLから評価対象となったS型（拡大）では1割程度。評価対象がわかりにくい、提出資料が多い等の意見あり。
- A** 論文等の発表がCPD単位の取得対象に含まれており、S型（拡大）・S型（WTO段階選抜）において**CPD単位の取得状況を別途評価しているため廃止**とする。

<参加者の加点状況>

<評価基準・加算点>

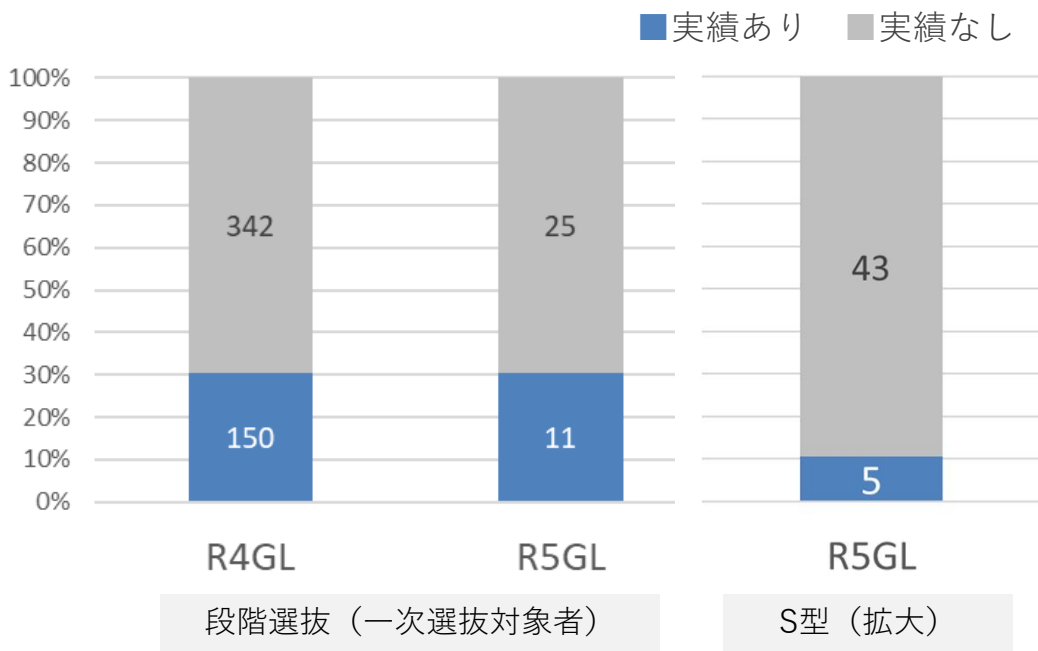
## 【R6GL】

対象：S型（拡大）、S型（WTO段階選抜）（一次選抜）で評価

評価基準	評価	配点
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配置予定技術者が加筆、投稿した建設分野に関する論文等が関連団体が発行する学会誌、協会誌、機関誌等に掲載された実績がある場合に評価</li> <li>• 審査及び評価の基準日から遡って掲載日の翌日が4年以内が対象</li> </ul>	実績あり	1点

## 【R7GL案】

▼  
廃止



(※R5GL：R7.1契約まで)

# (5) 技術提案評価型（S I 型）の試行について

## 概要

○新たな方式として、工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める技術提案評価型S I 型を試行。

- ・競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上等が期待される工事や、新技術・工法等の活用が期待できる工事を対象に適用。
- ・提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、発注者が指定する上限額以下とする。

## 施工能力評価型

## 技術提案評価型

対象 工事	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
	II型	I型	SII型 (現行S型)	SI型 (試行)	AIII型	AII型	AI型
技術 提案 内容	簡易な施工計画		施工上の特定の課題等に対する工夫等	価値の最も高い 新技術、資材、 機械、工法等	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等		
	簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価		部分的 変更			複数の 有力案	通常案は 満足できない
評価 方法	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価		技術提案を点数評価				
	標準案に基づき作成		新技術、資材、機 械、工法等に係る コストは予定価格 に入れない		技術提案に基づき作成		
予定 価格	標準案に基づき作成		新技術、資材、機 械、工法等に係る コストは予定価格 に入れない		技術提案に基づき作成		

# 運用ガイドラインにおける変更箇所の記事例

## 3-5-3 評価項目一覧 における変更箇所の記載例

評価項目	得点							
	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点	
同種、類似工事の施工実績 (過去15年)	より同種性が高い	○						
	同種性が認められる		○					
	類似				○			
	企業能力 (8点)					○	○	
企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事 (港湾空港関係除く) の工事成績平均点で評価 ・上記実績がない場合は「見直し65日」	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	
	・審査及び評価の基準日の直前月の翌月の前年度から遡って4年間の間に引き渡しが完了した工事	81点以上	80.5点以上 81点未満	80点以上 80.5点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	77点以上 79点未満	65点以上 77点未満 実績無し (見直し65日)
	表彰等 (最大2点)	2点	1.5点	1点	0.5点	0点	0点	
	優良工事表彰等	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事開始時点で授与し、受賞した場合に評価 (港湾空港関係除く) ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	局長表彰有り 事務長等表彰 2年連続表彰	事務長等表彰 1年で複数表彰	事務長等表彰 有り	表彰無し	表彰無し	
地域内の拠点の有無	・建設業法に基づき設置された本店、支店、営業所の所在地を評価	2点	1点	0.5点	0点	0点	0点	
	災害活動実績 (最大3点)	2点	1点	0.5点	0点	0点	0点	
	災害協定締結の有無	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	BCP認定の有無	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
ポランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における遠征又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務長等から、人参加者や人参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価 ・発注事務所の事務所長等から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	地域社会資本の維持管理実績	3点	2点	1点	0.5点	0点	0点	
	職工指定対象工事の実績	2点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	新しい担い手 (現職代理人・担当技術者) 技術者の活用	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
ICT施工技術の活用	i-ConstructionにおけるICT構築工 (As.Co) を実施 (ICT構築工 (As.Co) : 施工者希望 1 型)	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	i-ConstructionにおけるICT構築工 (修繕工) を実施 (ICT構築工 (修繕工) : 施工者希望 1 型)	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	手持ち工事	2点	1点	0.5点	0点	0点	0点	
	登録基礎技能者の配置	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
担当技術者の資格	・本発注工事の施工に係る登録基礎技能者を、元請け (監理 (主任) 技術者は除く) または一次下請企業が配置する場合に評価 ・審査基準日において登録基礎技能者の認定を受けている場合が対象	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	・競争参加資格要件とは別に「配置予定技術者、現場代理人及び、自社の担当技術者に、本発注工事に関する資格を求め、その有無について評価 (審査及び評価の基準日に有している資格を評価) ※As.構築及びCo.構築は必須、その他工事は、必要に応じて評価 (元請)	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	インフラDXの取り組み実績	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	WLB推進企業	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
その他項目 (最大5点)	・「国土技術開発賞 (最優秀賞、優秀賞、特別賞)」「インフラDX大賞 (国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞)」や「中部DX大賞 (大賞、奨励賞、敢闘賞)」の受賞がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って3年間	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	自由設定項目 (1)	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	自由設定項目 (2)	1点	0.5点	0点	0点	0点	0点	
	企業の工事成績 (マイナズ評価)	・中部地整 (港湾空港関係除く) 発注の令和6年度の工事成績で「60点未満」がある場合	2点	1点	0.5点	0点	0点	0点

## 3-5-4 企業の技術力等 における変更箇所の記載例 3-5-5 技術者の技術力

(20) WLB推進企業 【一部見直し】  
次のいずれかの認定を受けている企業を評価する。

①女性活躍推進法に基づく認定  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号) 第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業 (労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。) をいう。(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)

②次世代法に基づく認定  
次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) 第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん (令和7年4月1日以降の基準)・くるみん・トライくるみん (令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準)・くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん (平成29年3月31日までの基準) 認定企業)


③若者雇用推進法に基づく認定  
青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和45年法律第98号) 第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。(ユースエール認定企業)

評価対象工事種別	-
評価対象機関	-
評価対象期間	審査及び評価の基準日において認定を受けている場合

・認定通知書の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

## ※評価内容の変更箇所は、運用ガイドラインの「3-5-3評価項目一覧」、「3-5-4企業の技術力等」、「3-5-5技術者の技術力」にて赤字やピンク着色で記載

### 1 メールで問い合わせ

宛先 **cbr-gikan285@mlit.go.jp** 

件名 R7工事運用ガイドラインについて

本文

以下について回答下さい。

- . . . . .
- . . . . .
- . . . . .

(株) □□建設  
中部 太郎  
058-999-999

### 2 メールで回答

 中部地整 技術管理課 工事入札契約  
**cbr-gikan285@mlit.go.jp**

以下のとおり回答します。

(回答)

- . . . . .

### 3 過去の問い合わせ内容を公表

整備局トップ>入札・契約情報>工事  
>工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン  
[https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/gijutsu\\_h2604.htm](https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/gijutsu_h2604.htm)

番号	問い合わせ内容	回答
1	<b>基本指図書の実績について</b> P57、P70において、企業、技術者の「同様・類似工事以外の施工実績も評価」及び基準日から遡って「2年以内」の工事とされているが、P40～P44、P46～P47の表内の評価欄の期間が「1年以内」となっている。申請時の注意事項のP24において、「同様・類似工事の実績」と同一工事、期間が「1年以内」となっている。表及び申請時の注意事項が間違っているという理解でよろしいでしょうかご教示願います。	3-5-4企業の技術力等 (12) 施工実績指定工事の実績、3-5-5技術者の技術力 (6) 施工実績指定工事の実績における評価対象期間は、工事発注の日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事となります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。
2	<b>維持修繕工事等の施工実績</b> ①: 通常維持工事 (24時間体制) を除く、日常的に施設維持を行う工事 (維持工事、除草工事、汎用給排水工事...等、及び特許する役割業務) とありますが、 Q1: 工事名「〇〇維持修繕工事」等で「一般土木工事」の工種区分で発注され、工種として除草工事が含まれる場合には、②として認められるでしょうか。 Q2: 「維持修繕工事」の工種区分で発注される工事については、②として認められるでしょうか。	Q1: 日常的に施設維持を行う工事かどうかで評価します。 Q2: 評価対象工事種別については設定しませんので、施工実績の工事工種によらず評価します。
	<b>新技術開発に関わる受注企業評価対象期間について</b> ガイドラインP48の起承表では「本発注工事の発注前年度から遡って3年間」と記載されています。一方P46の「(受注者が評価対象となる発注者の発注前年度から遡って3年間)」とあります。金額は	3-5-4企業の技術力等 (22) 新技術開発に関わる受注企業 (WT Oのみ評価) の評価対象期間は「(受注者が評価対象となる発注者の発注前年度から遡って3年間)」となります。



- ・ 質疑内容が明確に伝わるように記載下さい。
- ・ 回答にあたっては、お時間を頂く場合があります。